

## 《 被保険者番号が H から始まる利用者の過誤取下げについて 》

### 1 過誤取下げの概要

既に国保連に提出した明細書の内容に誤りがあったなどの理由により、提出済みの明細書の内容を訂正したい場合には、まず、健康福祉局生活支援課宛に請求取下依頼を行ったうえで、翌月以降に再度国保連へ請求する必要があります。

請求取下げを行う場合の注意点については、次の通りとなります。

#### 【注意事項】

- ・ 取下げ可能な介護給付費明細書は、取下げ依頼付月の前月 10 日までに国保連に提出した明細書となります。(当該月に提出した明細書は取下げできません)
- ・ 返戻、保留扱いとなっている介護給付費明細書については、取下げ処理ができません。  
返戻された明細書については、直接、国保連に再請求してください。
- ・ 返戻されているかどうかについては、国保連から送付される返戻一覧表でご確認ください。  
(健康福祉局生活支援課では確認できません)

### 2 過誤取下げの方法

事務所ごとに別紙：生活支援課用「様式 1 請求取下依頼書（被保険者でない被保護者用）」を記入の上、毎月 1 日から 8 日（当該月が土日、祝日の場合も受け付けます）までに、下記あてに FAX にて送付してください。

送付先：健康福祉局生活支援課 介護扶助担当 F A X : 045-664-3031

#### 【注意事項】

- ・ FAX 送信の文章には被保護者の氏名は記載しないでください。  
受付後、担当より順次折り返し、内容の確認の電話をかけさせていただきます。
- ・ H から始まる被保険者の請求取下げについては、本市の電子申請システムに対応しておりませんので、お手数ですが FAX での取下げ依頼をお願いいたします。

### 3 再請求について

取下げ実施月の月末に、国保連より「介護給付費過誤決定通知書」が送付されます。  
この決定通知書が届いた時点で取下げ処理が完了していますので、取下げ内容を確認の上、正しい内容で国保連に再請求を行うようお願いいたします。

# 請求取下依頼書

(被保険者でない被保護者用)

横浜市健康福祉局生活支援課 介護扶助過誤申立担当 行

FAX 045-664-3031

申立年月日	事業所番号	事業所名

※ 担当者名	※ 連絡先電話番号

※当依頼書の内容についてわかる方のお名前、電話番号をお願いします

番号	公費負担者番号		被保険者番号		サービス提供年月	審査年月 <small>(国保連提出年月)</small>	サービス種類名	介護給付費 明細書様式	過誤申立事由
1	1	2		H					
2	1	2		H					
3	1	2		H					
4	1	2		H					
5	1	2		H					
6	1	2		H					
7	1	2		H					
8	1	2		H					
9	1	2		H					
10	1	2		H					

1.  の枠内を記入して、送付してください。(FAX文書には、被保護者の氏名は記入しないようお願いします)
2. 公費負担者番号、被保険者番号の欄は、福祉事務所から送付された「介護券」に記載されている番号を記入します。公費負担者番号は福祉事務所ごとに異なる番号が記載されます。
3. サービス提供月は実際にサービス提供した月を、審査月は国保連合会に明細書を提出した月を記入してください。  
例) 5月サービス提供分で、6月10日に提出した明細書を取り下げる場合は、サービス提供月の欄は「○年5月」、審査月の欄は「○年6月」となります。
4. 明細書様式は、介護給付費明細右上の様式番号を記入してください。

明細書様式番号一覧

(令和元年5月7日改正版)

	介護サービス	明細書 様式番号	介護予防サービス	明細書 様式番号	介護予防・生活支援サービス	明細書 様式番号
居宅サービス	居宅介護支援	7	介護予防支援	7の2	介護予防ケアマネジメント	7の3
	訪問介護	2			訪問型サービス	2の3
	訪問入浴介護	2	介護予防訪問入浴介護	2の2	通所型サービス	2の3
	訪問看護	2	介護予防訪問看護	2の2	生活援助サービス	2の3
	訪問リハビリテーション	2	介護予防訪問リハビリテーション	2の2		
	通所介護	2				
	通所リハビリテーション	2	介護予防通所リハビリテーション	2の2		
	福祉用具貸与	2	介護予防福祉用具貸与	2の2		
	居宅療養管理指導	2	介護予防居宅療養管理指導	2の2		
	短期入所生活介護	3	介護予防短期入所生活介護	3の2		
	短期入所療養介護(介護老人保健施設)	4	介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	4の2		
	短期入所療養介護(介護医療院)	4の3	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	4の4		
	短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	5	介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設)	5の2		
	特定施設入所者生活介護(短期利用)	6の7	介護予防特定施設入所者生活介護	6の4		
	特定施設入所者生活介護(短期利用以外)	6の3				
施設サービス	介護老人福祉施設	8				
	介護老人保健施設	9				
	介護医療院	9の2				
	介護療養型医療施設	10				
地域密着型 サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2				
	夜間対応型訪問介護	2				
	地域密着型通所介護	2				
	認知症対応型通所介護	2	介護予防認知症対応型通所介護	2の2		
	小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	2	介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	2の2		
	小規模多機能型居宅介護(短期利用)	2	介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)	2の2		
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	2				
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)	2				
	認知症対応型共同生活介護(短期利用)	6の5	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	6の6		
	認知症対応型共同生活介護	6	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	6の2		
	地域密着型特定施設入所者生活介護(短期利用)	6の7				
	地域密着型特定施設入所者生活介護(短期利用以外)	6の3				
	地域密着型介護老人福祉施設(入所者生活介護)	8				